

四市親善少年野球連盟規約

令和5年4月修正

第一章 総 則

第1条 本連盟は、四市親善少年野球連盟と称する。

第2条 本連盟の所在地は、会長宅に置く。

第二章 目的及び行事

第3条 本連盟は、志木市、和光市、朝霞市、新座市の各市学童(少年)野球連盟に所属するチーム間の親善交流をはかり、野球技術の向上と少年の育成に寄与することを目的とする。

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の行事を行う。

1. レギュラー大会(読売旗争奪大会)を毎年春季と秋季に開催する。
尚、春季大会優勝チームは、秋に開催のウィナーズカップ大会への参加資格を得る。
2. **ジュニア大会(4年生、読売杯争奪大会)を毎年一回開催する**
3. クライマックス大会を毎年一回11月に開催する
4. 野球教室の開催。
5. 指導者研修会の実施及び参加。
6. 表彰に関する事項。
7. その他目的達成に必要な事項。

第三章 資 格

第5条 本連盟の会員、部員及び登録は、次のとおりとする。

1. 会員、及び部員としてのチーム構成は、次による。
(1) 会員は、志木市、和光市、朝霞市、新座市の各学童(少年)野球連盟に所属するチームとする。
且つ、登録年会費を納付済のチームとする。
(2) 部員は、選手登録のできる小学生9名以上とし、年齢は12歳以下とする。
但し、帰国子女等の特例を理事会議決にて認めることが出来る。
(3) 指導者は、成年でなければならない。

第4章 役 員

第6条 本連盟に、次の役員を置く。

1. 会長1名、副会長3名、及び事務局長1名、事務局次長3名以内、理事18名以内、監事2名以上3名以内の役員とする。
2. 審判部長1名(審判部長は理事を兼ねる)を置く。
3. 理事の中より、広報担当及び会計担当を各1名置く。

第7条 役員を選任は、次のとおりとする。

1. 会長、副会長、事務局長、及び理事は、前年度の理事会で推薦し、総会で決定する。
2. 事務局次長は、事務局長が推薦し、理事会で決定する。
3. 広報担当および会計担当は、事務局長・事務局次長以外の理事の中から、事務局長が推薦し、理事会で決定する。
4. 理事は、各市連盟より推薦された3名(副会長職を含む)並びに会長が連盟内指導者及び学識経験者等より推薦した者13名以内とする。
5. 監事は、理事を兼ねることはできない。

第8条 役員任期は、次のとおりとする。

1. 役員任期は、2年とし、再任は妨げない。
但し、会長は当面1年任期とする。
2. 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまで職務を行わなければならない。

第9条 役員職務は、次のとおりとする。

1. 会長は、連盟を代表し統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はこれを代行する。

3. 事務局長は理事会の進行役となり、会務を統括する。
 4. 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代行する。
 5. 広報担当は、対外広報のほか、志木・和光・朝霞・新座各市連盟との情報交換（報告・連絡・情報収集等）の窓口としての役割を担う。
 6. 会計担当は経理全般を管理する。
 7. 審判部長は大会時の審判員を統括し、審判技術の向上の為の施策を行う。
 8. 監事は、本連盟の事業、会計及びその他運営監理に係る職務を行う。
 9. 本連盟の役員報酬は、すべて無償とする。
- 第10条 役員が、次のいずれかに該当するときは、理事会の決議後、総会の承認を得て解任することができる。
1. 心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認められるとき。
 2. 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。
- 第11条 本連盟に、顧問及び参与を若干名おくことが出来る。顧問及び参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
1. 顧問は、会長の諮問に答え、参与は業務の運営に参加する。
- 第12条 本連盟に審判部を置く。
1. 審判部は、各市審判部で構成する。
 2. 審判部の運営は、審判部規定による。規定の改廃及び変更等は、理事会の承認を経て総会で議決する。

第五章 会議及び運営

- 第13条 本連盟に、総会及び理事会を置く。
1. 定期総会の開催は、年度初めに開催する。
 2. 臨時総会の開催は、次の場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めた場合。
 - (2) 連盟加盟チームの3分の1以上から会議の目的たる事項を示して、開催の請求があった場合。
 - (3) 監事の全員が、会議の目的たる事項を示して、開催の請求があった場合。
 3. 総会の招集は、日時及び場所並びに目的とする事項等その内容を記載した書面をもって、7日前までに各チームの代表者に通知しなければならない。
 4. 前項2.の(2)及び(3)の請求があった場合は、事務局長は速やかに総会開催の手続きをとらなければならない。
 5. 理事会の招集は、会長若しくは事務局長又は、3分の1以上の理事の請求をもって行う。
 6. 各会議の成立について
 - (1) 総会は、登録チームの3分の2以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。
 - (2) 理事会は、役員2分の1以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。
 7. 各会議の議決は、出席者の過半数をもって決する。但し、可否同数の場合は議長がこれを決する。
- 第14条 総会は、次の事項を審議し、議決する。
1. 役員改選。
 2. 規約の改廃及び運営に関する諸案件。
 3. 事業計画並びに予算に関する件。
 4. 事業報告並びに決算に関する件。
 5. その他、連盟が必要と認める事項。
- 第15条 総会の議長は、連盟に登録されたチーム指導者より任意に選任することとする。但し、該当者がいない場合は理事会が候補を推薦し総会の承認を得て議長の任に当たる。
- 第16条 連盟の運営は、理事会がこれにあたる。
- 第17条 本連盟の表彰は、次の区分によって行なう。
1. 行事及び大会に関する表彰。
 2. 功労及び功績に関する表彰。
 3. その他理事会が必要と認めた場合。
 4. 表彰に関しては、表彰規程による。

第六章 事業年度・会計及び監査

第18条 本連盟の予算(経費)は、会費、参加費、助成金、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

第19条 会費及び参加費は、総会で決定する。

第20条 会計は、本連盟の資産の管理、金銭の収入・支出を整理するとともに決算書の作成を行ない、監事の監査を受ける。

第21条 本連盟の事業及び会計年度は、毎年4月1日より3月31日までとする。

第七章 加盟・更新及び資格喪失

第22条 連盟の加盟及び更新は、次のとおりとする。

1. 本連盟の加盟更新及び登録は、毎年度おこなう。
2. 本連盟に新たに加盟しようとするチームは、「加盟及び登録更新届」(様式-1)を会長に提出しなければならない。会長は、理事会に諮り審査し総会の承認を得て資格を取得する。

第23条 次の場合は、加盟資格を失う。

1. 第5条の条件を具備せず、総会で不適格と認められたとき。
2. 自ら脱退したとき。
3. 総会の議を経て不的確と認められたとき。

第八章 規律及び罰則

第24条 本連盟に加盟しているチーム及びその構成員は、本規約に違反してはならない。
なお、本連盟の会員として常にその品位と自覚を持って行動しなければならない。

第25条 本連盟の役員は、会議、行事、大会等、定められた事柄に対し理由なく無断欠席をしてはならない。

第26条 チーム及び構成員が本規約に違反したときは、理事会において協議のうえ、除名等の処分を行う。

第27条 チーム及び構成員に公序良俗に反する行為があったときは、除名等の処分を行なう。

第九章 その他

第28条 本連盟は、理事会の4分の3以上の賛成、及び総会の4分の3以上の賛成を以って解散することができる。

第29条 解散時の残余財産は、理事会及び総会の決議を経て類似の目的をもつ他の団体に寄付するものとする。

第30条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は理事会でこれを定める。

第31条 本規約の改廃は、理事会で決定し、総会の3分の2以上の議決を得て実施する。

付則

- (1) この規約は、総会承認後より実施する。

四市親善少年野球連盟 大会規定

令和5年4月修正

四市親善少年野球連盟規約第4条に基づく大会規定については、次のとおりとする。

1. 大会運営

大会の運営は次による。

- (1) 大会の運営は、全て連盟の権限で行う。
- (2) 大会毎に実行委員長1名、副実行委員長4名以内を理事会にて選任することが出来る。
尚、実行委員長、副実行委員長は理事である必要はない。
- (3) 大会は、全てトーナメント方式にて実施する。
- (4) 大会日程等は、組合せ抽選会時に決定する。
- (5) 大会運営に係る事項で、使用球場等については、予めチームに協力を要請することがある。

2. 参加資格

- (1) 大会に参加するチーム及び選手は、連盟に登録されたものをもって構成する。
- (2) チームの編成はつぎの通りとする。
 - a 監督1名(背番号30番)、コーチ2名以内(背番号29・28番)の成人。
 - b 選手は主将(背番号10番)、選手(背番号0～99番) **25名以内**。
 - c チーム責任者(引率責任者)成人1名。
 - d スコアラー 1名。
但し試合のベンチ入りは、選手その他、監督、コーチ、スコアラー及び代表者の5名とする。
- (3) 各大会の出場対象学年は、次による。
 - a レギュラー大会(春季大会・秋季大会)およびクライマックス大会は当該年度4月1日に12歳未満の6年生、5年生及び4年生。
 - b **ジュニア大会は、当該年度4月1日に10歳未満の4年生～1年生。**
 - c 上記大会には、連盟登録チーム間での合同チームの参加を認める
但し、大会抽選会前までに、両チーム代表の合意と、連盟承認を条件とする。

3. 選手登録

- (1) 大会に出場する選手登録は、次による。
 - a 出場選手の登録名簿は、所定の様式により組合せ抽選会の際に提出(3部)する。
尚、確認押印の後1部をチームの控えとして返却する。
又、選手登録の控えは、試合ごとに携帯し対戦チームに提示する。
 - b 組合せ抽選会後の選手の追加登録及び変更は、原則として当該大会の開会式時を限度としてその手続きを認める。**但し、この場合でも登録者数は25名以内とする。**

4. 登録年会費・各参加費

- | | | | |
|-----------|------|---------|----------------|
| (1) 登録年会費 | 1団体 | 4,000 円 | |
| (2) 大会参加費 | 1チーム | 4,000 円 | レギュラー大会・ジュニア大会 |
| | 1チーム | 5,000 円 | クライマックス大会 |

納付については下記による。

登録年会費	定期総会開催日当日
大会参加費	各大会抽選会当日

5. 抽選会

- (1) 組合せ抽選会は、原則として大会日程の2週間前までに行う。
- (2) 1回戦で同一市内チームが対戦しないよう組合せ上の配慮をする。

6. 開会式及び閉会式

- (1) 開会式は、次による。
 - a 開会式の参加は、大会に出場した全チームが参加する。
 - b 開会式の参加は、いずれの大会とも登録名簿に記載した指導者及び選手とする。
 - c 開会式の参加には、必ずチームのプラカードを持参する。
- (2) 閉会式は、次による。
 - a レギュラー大会(春季大会・秋季大会)・ジュニア大会・クライマックス大会共に上位4チームが参加す

7. 審判員

- (1) 大会における審判員は、必ず審判服を着用すること。
- (2) 審判員は試合開始30分前に集合し、当該試合会場の責任者に申し出る。
- (3) 審判員が遅刻又は、欠場するような場合は、速やかに当該試合会場の責任者に連絡をし、試合に支障を来たさないよう対応する。
又、審判員が遅刻した場合は、当該チームの監督を退場処分とし、代理監督で試合を行う。
- (4) 大会の義務審判は、次の方法で行う。
 - a 2試合の場合は、相互に務める。
 - b 3試合の場合は、「第3試合のチーム(審判)が第1試合」、「第1試合のチーム(審判)が第2試合」、「第2試合のチーム(審判)が第3試合」を務める。
 - c 4試合の場合は、「第1試合と第2試合が相互」に、「第3試合と第4試合が相互」にそれぞれ務める。
 - d ブロック決勝までは球審のみ連盟審判員が行い、準決勝および決勝は全て連盟審判員にて行う。
- (5) 試合中の降雨などの場合の裁断は、当該審判団の合意で決定する。この時両チームの監督を合議に加えてはならない。

8. 集合及び選手名簿提出

- (1) 各チームは、当該大会試合開始予定時刻の30分前に集合することとする。
- (2) 各チームの監督は、同時間までに大会グラウンド責任者に「登録用紙・メンバー表3枚・試合球2個」を提出することとする。
但し、試合開始時間の変更があった場合はこの限りではない。

9. その他

- (1) 選手宣誓は、当該大会の抽選会で1番を引き当てたチームが行う。
- (2) 主将の背番号は10番とする。
- (3) 大会日程等の変更は、原則として認めない。但し、学校行事はこの限りでない。

付則

- (1) この規約は、総会承認後より実施する。

四市親善少年野球連盟 試合規程

四市親善少年野球連盟規約第4条による試合規定を、次のとおり定める。

平成28年8月
令和4年3月 修正
令和5年4月修正

1. イニング数及び試合時間

大会におけるイニング数及び、試合時間はそれぞれ次による。

(1) レギュラー大会(春季大会・秋季大会)

- a 6イニング制とし、試合開始後1時間30分を過ぎたら新しいイニングに入らない。
なお、同点の場合は時間内であっても、タイブレーク方式によって勝敗を決する。
但し、2イニングのタイブレークを行い、なお同点の場合は抽選で勝敗を決する。

(2) ジュニア大会

- a 5イニング制とし、試合開始後1時間30分を過ぎたら新しいイニングに入らない。
なお、同点の場合は時間内であっても、タイブレーク方式によって勝敗を決する。
但し、2イニングのタイブレークを行い、なお同点の場合は抽選で勝敗を決する。

【注】 「新しいイニングに入らない」(イニングの途中で制限時間に到達した時)の扱い。

イ 先攻チームが攻撃中の場合

得点をリードしている時は、後攻チームの攻撃完了をもって終了。

なお、逆転した時はその時点で終了。

ロ 後攻のチームが攻撃中の場合

得点をリードしている時は、制限時間に到達した時点をもって終了。

(3) クライマックス大会

- a 6イニング制とし、制限時間を設けない。

なお、同点の場合は、タイブレーク方式によって勝敗を決する。

但し、2イニングのタイブレークを行い、なお同点の場合は抽選で勝敗を決する。

2. タイブレーク方式

試合における、特別延長戦は次による

- (1) 特別延長戦は、継続打順としイニング終了時の最終打者を1塁走者、順次前の打者を2塁、3塁の走者とし、無死満塁の状態ですべて2イニングを行い得点の多いチームを勝者とする。

- (2) 抽選による勝敗は、予め用意した○及び×の用紙それぞれ9枚を封筒に入れ、最終イニングの選手が先攻チーム、後攻チームの順に交互に抽選し○の多いチームを勝者とする。

- (3) 代打・代走は認めるが、交代した選手は再びこの試合には出場できない。

3. ダブルヘッダーの回避

連盟が主催のすべての大会においては、原則としてダブルヘッダーによる試合は行わないものとする。但し、クライマックス大会においてはこの限りではない。

4. コールドゲーム

大会における試合のコールドゲームは次による。

(1) 試合の点差によるコールドゲームの成立

- イ レギュラー大会(春季大会・秋季大会)とクライマックス大会は、3回20点差、4回10点差、5回以降7点差とする。

- ロ ジュニア大会は、3回10点差、4回以降7点差とする。

(2) 日没、降雨等によるコールドゲームの成立。

- イ レギュラー大会(春季大会・秋季大会)・ジュニア大会は、3回終了時点 又は60分経過時点。

- ロ クライマックス大会は、3回終了時点。

但し、規定のイニング数に達していない場合は、再試合とする。

ハ 雷が発生した場合

遠近に関係なく、速やかに試合を中止し、安全な場所に避難する。

審判は即断のこと。

5. 使用球

レギュラー大会・ジュニア大会・クライマックス大会共に、使用球はナガセケンコーボールJ球とする。
毎試合、各チームは未使用球2個を抛出すること

6. 投手について

- (1) 投球制限、1日70球以内とする。なお、投手が4年生以下の場合は60球以内とする。
申告敬遠を認める。(球数として数えない)明かなルール違反があった時はペナルティも考慮する。
- (2) 投手のボークは、レギュラー大会・ジュニア大会・クライマックス大会とも即ボークを宣告する。
- (3) 投手の投球練習は、初回と交替時は7球とし、他は3球とする。原則として、1分を限度とする。
なお、突然の事故等のためにウォームアップをする機会が得られないで登板した投手には、球審は必要と思われる数の投球を許してもよい。
- (4) 投手の牽制球が、悪送球等によりボールデッドラインを越えた場合は、投手がプレートを「踏んでいる」「踏んでいない」に拘わらず、走者に「1個のベース」の進塁権をあたえる。
- (5) 投手の投球において変化球は禁止する。ただし、注意を与えても尚改善のないときは故意又は自然(ナチュラル)にかかわらず投手の交代を命ずる。

7. タイムについて

- (1) 監督が同一イニングで投手を2回呼ぶ、伝令を使う、捕手又は他の選手に指示し直接投手のところに行かせた場合は、投手は自動的に交代しなければならない。
ただし、他の守備位置につかせる事は許される。
- (2) 捕手を含む内野手が1試合に投手のところに行く回数は、6イニングスの試合では3回までとする。
(監督が行く場合も1試合3回までとする)なお、延長戦(特別延長戦)になった場合は2イニングスで1回とする。
- (3) タイムにおいて監督は、ピッチャースマウンドで指示することが出来る。
ただし、その行き帰りは小走りでスピーディーに行う。

8. 特別事項

(1) 試合に関する事項

- イ 故意による隠し球は禁止する。
- ロ 攻守交替の際、投球練習の投球を、控えの選手が捕球する場合、危険防止の為、マスク(スロートガード付)、プロテクター、ヘルメット及びレガースを着用する。
- ハ 指導者及びベンチ入りする際のユニフォームの着用で「ロングパンツ」は認めない。
【注】ズボンの穿き方は、必ずストッキングが3分の2以上見えるようにはく。
- ニ ベンチ内のメガホンの使用は監督のみとする。
- ホ グランドルールは、予め第一試合で確定し、以後の試合も引継ぐものとする。
(審判員の確認事項)
- ヘ 試合中のファールボールは、それぞれのベンチが拾いに行く。
なお、ネット裏は攻撃側のチームがおこなう。
ただし、民家や、私有地及び畑に入った場合は、必ず指導者が拾いに行くこと。
- ト 試合球は、原則として各チーム2個ずつ提供する。
- チ ベースは、原則として固定ベースとする。

(2) ボールデッドライン付近の飛球の処理について

- ・ ボールデッドライン付近の飛球の捕球について、勢いのある連続プレーでプレーヤーがボールデッドライン外に飛び出した場合、軟式野球規則6.05(a原注)、7.04(c)等に規定するルールを拡大処置し、次のルールを適用する。
- イ 野手の捕球位置が片足でもボールデッドラインを超えてしまった場合は、ファールボールとする。
- ロ ラインの内側(ボールデッドゾーンの外側)で捕球後、勢いでボールデッドラインを超えてしまった場合は、インプレーとし通常の野球規則を適用する。
但し、飛球をラインの内側で捕球後ボールデッドラインを越えて倒れこみ、送球動作が不可能になった場合はボールデッドとし、打者はアウト、走者はその捕球時に占有していた塁を基準として、各走者に1個の塁が与えられる。

(3) 応援等に関する事項

- イ 試合中はベンチ入りしている者以外、選手に直接又は間接的に指示をしてはならない。
選手が学童である点を十分理解し、節度ある応援を心掛ける。
- ロ グラウンド内は全て禁煙(厳守)とする。
- ハ 試合中の応援の仕方については、鳴り物はペットボトルを含め、グラウンドに関係なく
全面禁止とする。また、選手を罵倒するような言動は厳に慎む。

9. この規定で定めのないものについては、公認野球規則、全日本軟式野球連盟「学童の部」の規則による。

付則

- (1) この規約は、総会承認後より実施する。

四市親善少年野球連盟 審判部規定

四市親善少年野球連盟規約第12条に基づく審判部規程を、次のとおり定める。

1. 目的

本規定は、四市親善少年野球連盟規約第二章の「目的及び行事」を遂行することを目的とし、つぎのを行なう。

- (1) 審判技術の向上に関する研修及び審判員の資質の向上に関すること。
- (2) 連盟主催の大会における試合の運営に関すること。
- (3) 審判部の運営に関すること。
- (4) 他連盟との連携協力及び審判規則等の整合に関すること。
- (5) その他公認野球規則の審判員にかかる事項の遂行に関すること。

2. 審判部総会及び召集

審判部総会及び部会の召集は、事務局長又は審判部長が行う。

- (1) 審判部の総会は、年1回定期に行う。その他必要に応じ召集することができる。
- (2) 審判部総会の出席は、各チーム登録審判員のうち1名とし、3分の2以上の出席をもって成立とする(委任状を含む)
- (3) 総会の議長は、事務局長又は審判部長が務める。

3. 登録審判員

審判部員の登録は、次のとおりとする。

- (1) 審判部員の登録は、毎年行い、登録者は、四市各連盟の審判部にて構成する。
ただし、審判員の追加登録は、随時認めるものとする。
- (2) 指定審判員の登録
各チームは年初の登録時に必ず指定審判員(チーム責任審判員との兼任可)として1名を届けなければならない。

4. 審判部役職

審判部に、次の役職を置く。

- (1) 審判部長1名。ただし、理事を兼ねる。
- (2) 審判副部長3名以内。
- (3) 審判部事務局(志木・和光・朝霞・新座各市)4名。

5. 審判部役職の選任及び任期

- (1) 審判部役職の選任は、登録審判員のうち各市から幹事2名ずつ合計8名を選出し、それぞれ互選により決定する。
- (2) 審判部役職の任期は、2年とする。ただし改選は連盟規約に連動する。

6. 審判部の権限

審判部長は、審判部を統括し、連盟審判部を代表する。

7. 審判部決議事項の扱い

審判部総会又は審判部会において決議された事項のうち連盟規約等に盛り込むときは、理事会に諮ったのち総会の承認を得るものとする。

8. 審判部員の職務

審判部員は、審判部長の指示するものの他、連盟に帰属する審判用具及び備品等について管理し、必要に応じて審判部長又は事務局長に報告するものとする。

付則

- (1) この規約は、総会承認後より実施する。

四市親善少年野球連盟 表彰規定

令和5年4月修正

四市親善少年野球連盟規約第17条に基づく表彰を、次のとおり定める。

1. 行事及び大会に関する表彰

(1) レギュラー大会(春季)

区分	対象	賞状	旗	カップ	メダル	レプリカ
団体賞	優勝チーム	表彰状授与	優勝旗授与	優勝カップ	金20個	返還時に授与
〃	準優勝チーム	〃	—	準優勝カップ	銀20個	〃
〃	第三位チーム	〃	—	第三位カップ	銅20個	--
〃	第三位チーム	〃	—	第三位カップ	銅20個	--

(2) レギュラー大会(秋季)

区分	対象	賞状	旗	カップ	メダル	レプリカ
団体賞	優勝チーム	表彰状授与	優勝旗授与	優勝カップ	金20個	返還時に授与
〃	準優勝チーム	〃	—	準優勝カップ	銀20個	〃
〃	第三位チーム	〃	—	第三位カップ	銅20個	--
〃	第三位チーム	〃	—	第三位カップ	銅20個	--

(3) ジュニア大会

区分	対象	賞状	旗	カップ	メダル	レプリカ
団体賞	優勝チーム	表彰状授与	—	優勝カップ	金20個	返還時に授与
〃	準優勝チーム	〃	—	準優勝カップ	銀20個	〃
〃	第三位チーム	〃	—	第三位カップ	銅20個	--
〃	第三位チーム	〃	—	第三位カップ	銅20個	--

(4) クライマックス大会

区分	対象	賞状	旗	カップ	メダル	レプリカ
団体賞	優勝チーム	表彰状授与	優勝旗授与	優勝カップ	金20個	
〃	準優勝チーム	〃	—	準優勝カップ	銀20個	
〃	第三位チーム	〃	—	第三位カップ	銅20個	
〃	第三位チーム	〃	—	第三位カップ	銅20個	
〃	参加チーム		—		参加賞20個	

2. 功労及び功績等に関する表彰

- (1) 別途理事会で決定する。
記念品を添え表彰する。

附則

- (1) この規約は、総会承認後より実施する。